

新	旧																								
秋田県週休２日制モデル工事実施要綱 第１条（趣旨）～第３条（休日）（略） （モデル工事の指定等） 第４条 モデル工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、モデル工事である旨を明示している全ての工事で実施するものとする。 （削除） （工事成績評定） 第５条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定（工事特性）に加点または減点するものとする。 <table><tr><td>達成区分</td><td>現場閉所率</td><td>加点・減点数（点）</td></tr><tr><td>完全週休２日</td><td>28.5%以上</td><td>4</td></tr><tr><td>4週6休未満</td><td>21.4%未満</td><td>－5</td></tr></table> ※加点は主任監督員の評価において考査項目「４．工事特性」細別「Ⅰ．施工条件等への対応」対応事項「Ⅴ．その他」で加点するものとする。 減点は総括監督員の評価において、考査項目「７．法令遵守等」の「８．その他」で減点するものとする。 ただし、受注者の責によらない理由により、やむを得ず達成できなかった場合は、減点を行わないものとする。 第６条（工期変更）～第９条（その他）（略） 附 則 この要綱は、平成２９年５月３０日から施行する。 附 則（平成３０年３月２７日技管－９９６ 一部改正） １．この要綱は、平成３０年３月２７日から施行する。 ２．この要綱による改正後の秋田県完全週休２日制モデル工事実施要綱の規定は、平成３０年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和元年６月７日技管－１６８ 一部改正） この要綱は、令和元年７月１日から施行する。 附 則（令和２年３月１３日技管－７３２ 一部改正） １．この要綱は、令和２年４月１日から施行する。	達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）	完全週休２日	28.5%以上	4	4週6休未満	21.4%未満	－5	秋田県週休二日制モデル工事実施要綱 第１条（趣旨）～第３条（休日）（略） （モデル工事の指定等） 第４条 モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。 （１）発注者指定型 発注者指定型とは、モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和６２年４月２２日付け監－１３４）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。 （２）受注者希望型 受注者希望型とは、モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して週休２日の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。 （工事成績評定） 第５条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定（工事特性）に加点 <table><tr><td>達成区分</td><td>現場閉所率</td><td>加 点 数（点）</td></tr><tr><td>完全週休２日</td><td>28.5%以上</td><td>4</td></tr><tr><td>4週8休以上</td><td>28.5%以上</td><td>3</td></tr><tr><td>4週7休以上4週8休未満</td><td>25%以上 28.5%未満</td><td>2</td></tr><tr><td>4週6休以上4週7休未満</td><td>21.4%以上 25%未満</td><td>1</td></tr></table> ※主任監督員の評価において、考査項目「４．工事特性」細別「Ⅰ．施工条件等への対応」対応事項「Ⅴ．その他」で加点することとし、対応事項Ⅰ～Ⅳにおいて重複評価しないものとする。 （追加） 第６条（工期変更）～第９条（その他）（略） 附 則 この要綱は、平成２９年５月３０日から施行する。 附 則（平成３０年３月２７日技管－９９６ 一部改正） １．この要綱は、平成３０年３月２７日から施行する。 ２．この要綱による改正後の秋田県完全週休２日制モデル工事実施要綱の規定は、平成３０年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和元年６月７日技管－１６８ 一部改正） この要綱は、令和元年７月１日から施行する。 附 則（令和２年３月１３日技管－７３２ 一部改正） １．この要綱は、令和２年４月１日から施行する。	達成区分	現場閉所率	加 点 数（点）	完全週休２日	28.5%以上	4	4週8休以上	28.5%以上	3	4週7休以上4週8休未満	25%以上 28.5%未満	2	4週6休以上4週7休未満	21.4%以上 25%未満	1
達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）																							
完全週休２日	28.5%以上	4																							
4週6休未満	21.4%未満	－5																							
達成区分	現場閉所率	加 点 数（点）																							
完全週休２日	28.5%以上	4																							
4週8休以上	28.5%以上	3																							
4週7休以上4週8休未満	25%以上 28.5%未満	2																							
4週6休以上4週7休未満	21.4%以上 25%未満	1																							

2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 <u>附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正）</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u>	2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
--	---